

(別紙)

平成20年7月14日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 伊藤雅人

検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会及び事務について（事務連絡）

標記の検察審査会及び事務について、本日付けで最高裁刑一第001071号刑事局長依命通達「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会及び事務について」が発出されました。

この依命通達は、検察審査会法施行令の一部改正により、最高裁判所の指定する検察審査会（以下「被集約庁」という。）の検察審査会事務局長が、同一の地方裁判所の管轄区域内にある他の検察審査会（以下「集約庁」という。）であって、最高裁判所の指定するものの検察審査会事務官に、最高裁判所の指定する事務を補助させることができる旨の規定が設けられたことから、その検察審査会及び事務について定めたものです。

については、集約庁の検察審査会事務官に被集約庁の検察審査会の事務を補助させる場合の取扱いを下記のとおりとしましたので、これによってください。

なお、集約庁の検察審査会事務官が行うのは被集約庁の検察審査会の事務の補助であって、被集約庁の検察審査会事務局長の権限が委任されるものではありませんので御留意ください（例えば、書面等の作成を補助する場合には、当該書面の名義は被集約庁の検察審査会事務局長となります。）。

おって、地方裁判所事務局長には、この事務連絡の趣旨を別途通知しました。

記

- 1 被集約庁の検察審査会事務局長は、補助させる事務を明確にするため、その範囲等を記載した書面（別紙1参照）を集約庁の検察審査会事務局長に交付する。
なお、同書面は、今回一度作成、交付すれば足り、今後は、補助させる事務の範囲に変更がない限り、改めて作成、交付する必要はない。
- 2 被集約庁の検察審査会事務局長は、集約庁の検察審査会事務官に対し、補助をさせる事務について、必要に応じて適宜の方法で具体的に指示する。
- 3 集約庁の検察審査会事務官は、被集約庁の検察審査会事務局長に対し、補助をした事務について、その進捗状況等を適宜の方法で報告する。
- 4 選挙管理委員会及び市区町村長に対しては、被集約庁の検察審査会事務局長から集約後の事務の取扱いに関する書面（別紙2参照）を送付して協力を依頼する。
なお、検察庁に対しても同様の書面を送付して前科照会に関する事務について協力を求めることとなるが、これについては、別途連絡する。

(別紙1)

平成20年〇月〇〇日

〇〇検察審査会事務局長 殿

□□検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○ 印

検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指
定する事務について

標記の規定により、貴検察審査会の検察審査会事務官に、7月14日付け最高裁
刑一第001071号刑事局長依命通達「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最
高裁判所の指定する検察審査会及び事務について」記2に記載された事務を補助さ
せることとしましたので、貴検察審査会の検察審査会事務官に指示してください。

(別紙2)

平成20年〇月〇〇日

〇〇市選挙管理委員会 御中

〇〇市区町村長 殿

□□検察審査会事務局長 〇〇〇〇印

検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指
定する事務について

標記の規定に基づき、●●検察審査会の検察審査会事務官に対して、当検察審査
会の事務を補助させることとしましたのでお知らせします。

つきましては、選挙人名簿被登録者数の通知（検察審査会法施行令第2条）、検
察審査員候補者予定者名簿の送付（検察審査会法第11条）、検察審査員候補者の
本籍の照会に対する回答（検察審査会法施行令第8条の3）、検察審査員候補者予
定者の死亡又は選挙権喪失の通知（検察審査会法第12条）は、●●検察審査会事
務局あてに行っていただくようお取り計らいください。